

# ギャンブル等依存症対策基本法の改正について (R7. 9. 25施行)

内閣官房  
警察庁  
総務省

## 【改正の背景】

オンラインカジノをめぐる問題が深刻な状況であることが明らかに

- ・オンラインカジノ経験者：若年層を中心に約330万人を超える（推計）
- ・年間の賭額：約1兆2423億円に上る（推計）
- ・オンラインカジノ経験者のうち  
　　約40%が違法と認識なし  
　　約60%が依存症の自覚あり

警察庁「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」

## 【改正の内容】

### ① 第9条の2

国内の不特定の者に対する以下の行為を禁止

- ・違法オンラインギャンブル等のサイト・アプリを開設・運営する行為
- ・リーチサイトやSNS等での違法オンラインギャンブル等に誘導する情報の発信行為

### ② 第14条

違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底

改正後		改正前	
(定義)	第一条　この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばらんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第九条の二第一項第一号において同じ。）にめり込むことにより日常生活又は社会生활に支障が生じている状態をいう。	(定義)	第一条　この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばらんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第九条の二第一項第一号において同じ。）にめり込むことにより日常生活又は社会生활が生じている状態をいう。
○ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十一年法律第七十四号）	○ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律新旧対照表	(傍線部分は改正部分)	

二　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法する行為  
一　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為  
定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。)は、  
信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定に掲げる行為をしてはならない。  
第九条の一　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発  
新設

禁止)

(違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等の

オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

二　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に

定めるところによる。  
一 違法オンラインギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの  
二 違法オンラインギャンブル等ウェブサイト ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行いう場を提供するもの  
三 違法オンラインギャンブル等プログラム プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行いう場を提供するもの

(教育の振興等)  
第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等(第九条の二第一項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行いうことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。)を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)  
第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等(第九条の二第一項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行いうことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。)を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。